

医療班自立支援プログラム

早期自立助長支援プログラム

(目的)

プログラムの適用により、要保護者の課題を迅速に整理し、課題解決へ向けて適切な助言・指導・援助を行い、要保護者の自立助長を図ることを目的とする。

(概要)

保護申請後から保護開始決定・地区担当員へ引き継ぐまでに実施するプログラムであり、保護申請後に要保護者の自立のため必要と思われる課題を抽出し、要保護者が自立するために必要な課題を解決するため、適切な助言・指導・援助を早期に行い、要保護者の自立に向けた意欲を向上させて今後の処遇に反映する。

(対象者)

保護申請を行った要保護者のうち、個別の支援プログラムに該当する者。

(実施体制)

1) 次に掲げる項目について、保護申請を受けた面接員等が要保護者の属性等により調査の必要有無を判断して必要な支援プログラムを抽出し、新規申請調査を行う調査担当が個別の自立助長支援プログラムチャートに基づいて、問題解決に向け必要な援助を保護開始決定までの間に実施する。これにより、要保護者が抱える自立を阻害する要因を解決するための取組みを早期に着手し、自立に向けた意欲向上及び自立助長を促し1日でも早く自立できるよう支援する。

<早期自立助長支援プログラム個別項目>

- 1：稼働年齢層該当者（能力活用支援）
- 2：自動車・軽自動車保有者（資産活用支援）
- 3：生命保険加入者（資産活用支援）
- 4：不動産保有対象者（資産活用支援）
- 5：生活習慣病等改善指導（生活指導支援）
- 6：住民登録異動（生活指導支援）
- 7：児童相談所と連携（生活指導支援）
- 8：転居指導対象者（保護適正実施）
- 9：負債問題（保護適正実施）
- 10：親族との交流再開（民法877条優先）
- 11：社会保険加入者（他法活用支援）
- 12：年金受給対象者（他法活用支援）
- 13：他法他施策全般（他法活用支援）

2) 個別支援プログラムチャートに基づき自立助長支援を行った結果をもとに処遇方針を設立し、地区担当員へ引き継ぐ。この実施結果を今後の処遇や指導管理に反映するため、実施経過及びその結果をチェックリストにより管理し、地区担当員へ報告する。